

京大広報

号 外

京都大学広報委員会

京都大学総合体育館規程

第1条 本学に総合体育館（附属プールを含む。

以下同じ。）を置き、本学における体育活動および本学の行なう式典のためにこれを用いる。

第2条 総合体育館は、学生部長が管理する。

2 総合体育館の管理に関する重要事項は、学生部委員会において審議する。

第3条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、総長が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。

第4条 総合体育館に関する事務は、学生部厚生課において処理する。

附 則

この規程は、昭和47年3月9日から施行する。

京都大学総合体育館使用規則

第1条 京都大学総合体育館規程（以下「規程」という。）第1条の京都大学における体育活動とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 教養部の体育実技
- (2) 本学または京都大学体育会（以下「体育会」という。）もしくはそれに所属する運動部の主催または共催にかかる体育大会
- (3) 体育会に所属する運動部の課外体育活動
- (4) 前各号に掲げる以外の本学学生および教職員の体育活動
- (5) その他学生部長が特に総合体育館の使用を適当と認める体育活動

2 規程第1条の本学の行なう式典とは、入学宣誓式、卒業式および創立記念式をいう。

第2条 学生部長は、この規則に定めるもののほか、総合体育館（附属プールを含む。以下同

じ。）の使用に関する重要事項について、総合体育館運営会議（以下「運営会議」という。）にはかり、その意見をきくものとする。

2 運営会議の構成その他の必要な事項は、学生部長が別に定める。

第3条 総合体育館の開館期間等は、次のとおりとする。

施設名開館期間	開 館 時 間
体 育 館 年間を通じて	（平日） 午前9時30分から午後9時まで。ただし第2武道場については、午後9時30分まで （日曜日・祝日） 午前9時30分から午後6時まで
附 属 プ ー ル 4月上旬から 10月上旬まで	（平日） 午前9時30分から午後8時まで （日曜日・祝日） 午前9時30分から午後6時まで

2 総合体育館の休館日は、毎月の第3日曜日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生部長は、特別の事情があるときは、運営会議にはかり、開館時間を変更し、休館日に臨時に開館し、または前項の休館日以外の日に休館することができる。

第4条 教養部長は、総合体育館の第1条第1号の使用について、学年の初日の10日前までに、別に定める様式による当該学年の使用計画書を学生部長に提出するものとする。

2 総合体育館の使用が第1条第2号に規定する本学の主催または共催にかかる場合および総合体育館を同条第2項に規定する式典に使用する場合は、主管部長において、使用しようとする日（2日以上にわたるときには、その初日。以下「使用日」という。）の属する月の初日の10日前までに、別に定める様式による使用計画書を学生部長に提出するものとする。

第5条 総合体育館を使用しようとする者は、前条において別段の定めのある場合を除くのほか、次の各号の定めるところにより使用承認申請書を学生部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第1条第2号および第3号の使用の場合

体育会において、これらの使用についての月間の使用計画を調整の上、これを取りまとめ、毎月その初日の10日前までに、別記様式第1による当該月の使用承認申請書を提出する。

(2) 同条第4号の使用の場合

原則として使用日の属する月の初日の10日前までに、別記様式第2による使用承認申請書を提出する。

(3) 同条第5号の使用の場合

使用日の属する月の初日の10日前までに、別記様式第3による使用承認申請書を提出する。

2 学生部長は、第1条第5号の使用にかかる前項の申請があった場合において、その使用を承認するには、あらかじめ運営会議にはかるものとする。

3 総合体育館の使用の承認、不承認の結果は、これを申請者に通知するものとする。

第6条 前条の規定は、総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を変更しようとする場合に準用する。ただし、申請書の提出は、あらかじめかつすみやかに、これを行えば足りる。

2 総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を中止しようとする場合には、すみやかに、その旨を学生部長に届け出なければならない。

第7条 第1条第5号の使用の場合には、別に定める使用料を徴収するものとする。

第8条 総合体育館を使用する者は、次の各号に

掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認を受けた使用目的および使用時間以外に使用しないこと。

(2) 館内設備、器具等無断で使用し、または移動させないこと。

(3) 使用後は、すみやかに清掃し、設備、器具等を使用前の状態に復すること。

(4) 施設、設備、器具等を滅失、損傷または汚損したときは、直ちに、その旨を学生部長に報告し、必要な場合には、すみやかに原状回復に要する経費の額を弁償すること。

(5) その他学生部長が運営会議にはかつて定める使用上の心得に違反しないこと。

第9条 この規則または使用上の心得に違反して総合体育館を使用したときは、学生部長は、その使用を中止させることができる。

附 則

この規則は、昭和47年3月9日から施行する。

京都大学総合体育館使用心得

1 体育館（附属プールを含む。）を使用する場合は、必ず使用承認通知書を担当係員に提示し、係員の指示に従って使用すること。

2 承認された目的および時間以外に使用しないこと。

3 用具を使用する場合は、必ず係員に申し出て係員の指示に従って使用すること。

4 館内廊下以外およびプールサイドには、土足で立ち入らないこと。

5 雨傘は、所定の場所に置くこと。

6 火災・盗難の予防に注意すること。

7 喫煙は、所定の場所で行なうこと。

8 飲酒・飲食は、しないこと。

9 附属プールの使用に当っては、特に次の事項を守ること。

(1) 水泳する者は、必ず水泳着を着用すること。

(2) 水泳する者は、水泳前に必ずシャワーで身体をよく洗い、準備体操を入念に行なうこと。

(3) プールサイドを走ったり、水泳中悪ふざけをする等危険にわたる行為をしないこと。

10 所定の場所以外に、張り紙等をしないこと。

11 施設設備の保全ならびに器具の取り扱いには、十分注意すること。

12 館内（附属プールを含む。）は、常に清潔・整頓に留意し、使用後は必ず原状に復すること。

13 その他担当係員の指示に従うこと。